

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

証拠説明書 (甲59ないし甲61)

令和3年(2021年)11月15日

東京地方裁判所 民事第42部A合議口係 御中

原告訴訟代理人弁護士 倉持 麟太郎



同 水野 泰孝



同 金塚 彩乃



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明します。

記

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
甲59	意見書(曾我部真裕)	写しを原本として	R3.11.3	曾我部真裕	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第15号に基づく令和3年厚生労働省告示第35号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の委任の範囲を超え、違法であること
甲60の1	意見書(阿部泰隆)	原本	R3.11.3	阿部泰隆	経営状況を理由に要請に応じないことは「正当な理由」に当たらないとの解釈は特措法の解釈として誤りであること(17頁以下)、及び、

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
					東京都知事には本件命令を発出したことについて国家賠償法上の違法性があること
甲 60 の 2	添付資料	写し	R3. 11. 3	阿部泰隆	同上 【備考】 甲 60 の 1 の意見書の添付資料である。
甲 61 の 1	意見書	写しを 原本と して	R3. 10. 21	エマニュエル・オーバン (Emmanuel AUBIN)	フランスでのコロナ対策に係る裁判的統制の分析、特に、これを俯瞰的にみると新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着くにつれて行政裁判官による行政行為に対する裁判統制が厳しくなっていること (甲 61 の 2 の翻訳書の 30 頁以下)、フランスの行政裁判官は比例原則に基づく裁判上の統制を行っていること (同 32 頁以下) など
甲 61 の 2	意見書の翻訳書	写しを 原本と して	R3. 11. 3	原告訴訟代理人弁護士 金塚彩乃	同上 【備考】 甲 61 の 1 の意見書を日本語に翻訳したものである。

以上